**平成２３年（フ）第８４１号**
京都市西京区下津林楠町３番地１　グランシャリオ101号
債務者　渡邊　　聖
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０号**
京都府亀岡市篠町馬堀駅前２丁目３番１―701号
債務者　田村　桐子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
京都府舞鶴市字公文名481番地７
債務者　五十嵐通江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２３年（フ）第２４号**
京都府福知山市三和町大原77番地
債務者　片山　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２２年（フ）第１８０２号**
堺市西区草部1800番地　３棟804号、前住所大阪府東大阪市岩田町５丁目６番６号
債務者　小西　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２４９号**
堺市堺区三宝町２丁105番地４　604号
債務者　宮井美恵子（旧姓秋）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第２９０号**
大阪府富田林市寺池台１丁目３番211―304号
債務者　窪田　　久
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第５３９号**
大阪府松原市別所５―21―22　リベルテ津村308号、住民票上の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目８番８号
債務者　堀内さつき
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第５８８号**
堺市堺区協和町１丁22番地　西団地12号館401号、前住所堺市東区北野田58番地
債務者　唯松　弘文
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第５８９号**
堺市堺区協和町１丁22番地　西団地12号館401号、前住所堺市東区北野田58番地
債務者　唯松　純子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７０２号**
堺市中区東山1050番地２
債務者　藤田　智子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１１５号**
松江市八雲町日吉226番地21
債務者　齋藤ツル子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２２号**
松江市石橋町374番地
債務者　平田　次夫
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２３号**
松江市石橋町374番地
債務者　平田　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３６号**
北海道登別市鷲別町５丁目14番地７　２Ｆ
債務者　木村　浩三
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第６０号**
北海道室蘭市陣屋町４丁目14番７号
債務者　齊藤　和之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第７９号**
北海道登別市鷲別町３丁目45番地５　鷲別団地Ｂ―207
債務者　黒瀬　裕香
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第２１２号**
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第12地割62番地９
債務者　佐々木滋人
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部